

歯止めの利かない物価上昇

インフレに強いと言われる

不動産を投資と市況の視点から学ぶ

なぜ 今、不動産 なのかな

株式市場において日経平均株価が34年ぶりに史上最高値を更新し、いよいよ「失われた30年」と言われた日本経済から脱却するタイミングが訪れたようです。

そんな中、これから私たちはどのようにして資産を形成し、運用していくことが望ましいのでしょうか。

今回は、インフレに強いと言われる「不動産」をテーマに、最新の市況や、今後の情勢について専門家の視点から学び、資産運用のポイントを分かりやすく解説します。

2024 8.7 Wed

13:00～16:10(受付12:30)

参加無料(定員50名)



福岡中央銀行 本店7階 大会議室
(福岡市中央区大名二丁目12番1号)



- 12:30受付
- 13:00～15:00 第1部 倉橋先生セミナー
- 15:10～16:10 第2部 扇先生セミナー

セミナー後、個別相談も可能です。お気軽にお声かけください。

ご参加いただいたお客様に
倉橋 隆行先生の著書
プレゼント!



不動産による資産運用セミナー



■実業家・経営コンサルタント
倉橋 隆行(くらはしたかゆき)
CFネットグループ会長 / 株式会社 CF-1 代表取締役ほか
なぜ、資産防衛が不動産投資に向かうのか。
土地オーナー、資産家、富裕層必見!
実業家で不動産投資家が実務レベルで教える話



■不動産鑑定士
扇 幸一郎(おおぎこういちろう)
よりそい不動産鑑定株式会社 代表取締役
福岡の不動産資産の運用や活用方法
現在の福岡の不動産市場の動向から不動産の運用や活用方法を読み解く!

土地オーナー、資産家、富裕層必見!
実業家で不動産投資家が実務レベルで教える話



「損しない相続」「不動産投資成功の方程式」(朝日新書)著者であり、自ら不動産投資を実践している実業家の倉橋隆行氏による資産防衛セミナーとなっています。土地オーナー、資産家、富裕層の方々のお悩みである相続対策や事業継承、資産運用などをどのようにしたらよいのか。実際に、自ら実践し、多くのコンサルティングをしてきた講師が解りやすく解説させていただきます。

現在の福岡の不動産市場の動向から不動産の運用や活用方法を読み解く!



今回のセミナーでは、「福岡の不動産市場の動向」「不動産運用のメリット・デメリット」「正しい不動産の選択」について不動産の運用や活用方法を考えるセミナーとなっています。土地オーナー、資産家、富裕層の方々のお悩みである相続対策や事業継承、資産運用などをどのようにしたらよいのか。実際に、自ら実践し、多くのコンサルティングをしてきた講師が解りやすく解説させていただきます。

講師：倉橋 隆行 先生 プロフィール

1958年生まれ。C F ネッツグループ会長であり、グループ企業十数社を率いる現役の実業家。20社を超える起業に携わり、複数の事業再生案件も成功させている経営コンサルタントでもある。2000年に、日本で初めての不動産コンサルタント会社C F ネッツを創業。不動産コンサルティング業の第一人者でもあり、不動産投資の分野でも先駆者として、いまだグループ企業の創生を続けている。

1967年3月、大阪市出身。大手鑑定事務所に入社。1995年不動産鑑定士登録。大阪、東京を経て、九州に勤務した経験をもとに全国の不動産の鑑定評価を経験する。

2019年4月、よりそい不動産鑑定株式会社を設立し、代表取締役に就任。福岡県地価公示の鑑定評価員等としての確かな経験から不動産鑑定はもちろん資産運用、不動産コンサルティングなど様々な活動を行っている。

「不動産による資産運用セミナー」参加申込書

申込期限
7月31日(水)
参加無料

お申込はWEBサイトからまたはFAXにて本申込書をお送りください。

FAX 092-762-7721 WEB →

参加申込フォーム



※FAX・メールの誤送信等により本申込書に記載された個人情報を第三者が取得した場合、弊社としては責任を負いかねますので、お間違のないよう慎重にご送信ください。

お名前	フリガナ		
ご住所	〒 -		
TEL	-	-	-
FAX	-	-	-
参加人数	※代表者を含む	合計	名

会場案内



※駐車場はございませんので、ご来場の際は、公共交通機関または近隣のコインパーキングをご利用ください。
※セミナー会場へは、地図内★の入口よりご来場ください。

お問い合わせ先

 新栄不動産販売 株式会社 担当:桑木 TEL 0120-654-321

※個人情報について 本セミナーにおいて取得した個人情報につきましては、セミナー実施におけるご出席確認等のご連絡及び主催・共催・講師のその後の各種情報提供等のためにのみ利用し、ご本人の同意なく第三者に開示することは一切致しません。また、強引な勧誘は一切いたしません。